

住民基本台帳法に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

【住民基本台帳法第11条第1項に基づく国又は地方公共団体の請求による閲覧】

No.	閲覧年月日	閲覧機関名	閲覧事由 (利用目的)の概要	閲覧した住民の範囲
1	令和6年7月16日 令和6年7月29日	千葉県総合企画部統計課	令和6年全国計構造調査の調査予定世帯を抽出するために作成する調査単位区世帯一覧(調査地域に居住している世帯の名簿)について、住民基本台帳に記載された情報を利用して作成することにより行政事務の効率化を図るもの (統計法第2条第4項及び第16条、統計法施行令第4条)	富里1～2丁目、豊四季、南柏1丁目、柏、柏6～7丁目、大室、花野井、十余二、西柏台1丁目、松葉町3～4丁目、光ヶ丘3丁目、逆井、逆井藤ノ台、藤心5丁目、大津ヶ丘3～4丁目
2	令和6年12月19日	防衛省自衛隊 千葉地方協力本部	自衛官等募集事務 (自衛隊法第29条第1項、同法第35条)	豊四季、高柳